



発行 東京都

目次

20

訓令

- 東京都の標準的な職を定める規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）…一
- 東京都民安全推進本部処務規程の廃止……………（同）…一
- 東京都ウィメンズプラザ処務規程の一部改正……………（同）…二
- 東京都消費生活総合センター処務規程の一部改正……………（同）…二
- 東京都計量検定所処務規程の一部改正……………（同）…二
- 東京都生活文化局都民生活部旅券課分室設置規程の一部改正……………（同）…二
- 東京都市街地整備事務所処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都住宅政策本部処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都病院経営本部処務規程の廃止……………（同）…五
- 東京都監察医務院処務規程の一部改正……………（同）…五
- 東京都健康安全研究センター処務規程の一部改正……………（同）…五
- 東京都市場衛生検査所処務規程の一部改正……………（同）…五
- 東京都食肉衛生検査所処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都建設事務所処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都公園緑地事務所処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都東京港管理事務所処務規程の一部改正……………（同）…七
- 東京都東京港建設事務所処務規程の一部改正……………（同）…七
- 東京都中央卸売市場処務規程の一部改正……………（同）…七

訓令

●東京都訓令第九号

東京都の標準的な職を定める規程（平成二十八年東京都訓令第六十一号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一項の表一の部一の項中「同条第三項に規定する」の下に「室長、同条第四項に規定する」を加え、同部三の項及び四の項中「第八条第二項及び第三項」を「第八条第三項及び第四項」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十号

東京都民安全推進本部処務規程（平成十七年東京都訓令第六十一号）は、廃止する。
令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

政 策 企 画 局	支 業 所	行 中 一 般
総 務 局	事 務 局	支 業 所
財 務 局	取 用 委 員 会 事 務 局	支 業 所
都 民 安 全 推 進 本 部	労 働 委 員 会 事 務 局	支 業 所

●東京都訓令第十一号

総務局
財務局
生活文化局
東京ウイメンズプラザ

東京ウイメンズプラザ処務規程（平成十三年東京都訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

前行署名中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改める。

第二条第二項中「生活文化局長」を「生活文化スポーツ局長」に改める。

第三条第三項中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十二号

総務局
財務局
生活文化局
消費生活総合センター

東京都消費生活総合センター処務規程（昭和四十九年東京都訓令第十号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

前行署名中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改める。

第四条第三項中「生活文化局長」を「生活文化スポーツ局長」に改める。

第五条第五項中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十三号

総務局
財務局
生活文化局
計量検定所

東京都計量検定所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第九十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

前行署名中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改める。

第四条第四項中「生活文化局長」を「生活文化スポーツ局長」に改める。

第五条第四項中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十四号

総務局
生活文化局

東京都生活文化局都民生活部旅券課分室設置規程（昭和五十三年東京都訓令第九十五号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

前行署名中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改める。

題名を次のように改める。

東京都生活文化スポーツ局都民生活部旅券課分室設置規程

第一条及び第二条第一項中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改める。
 第三条第二項中「生活文化局長」を「生活文化スポーツ局長」に改める。
 第四条第三項中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十五号

東京都市街地整備事務所処務規程（平成二十七年東京都訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第一条中「、局建設事業に関連する街路整備事業及び駅前広場築造事業」を「及び局建設事業に関連する街路整備事業」に改める。

第二条第一項の表中「選手村基盤整備課」を「選手村跡地整備課」に改める。

第三条の表選手村基盤整備課の項中「選手村基盤整備課」を「選手村跡地整備課」に改め、同項第一号から第三号まで、第五号及び第六号中「第三十二回オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係る選手村」を「晴海五丁目西地区」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十六号

総務局
 財務局
 都市整備局

住宅政策本部

東京都住宅政策本部処務規程（平成三十一年東京都訓令第四十二号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第二条の表住宅企画部の項中

「企画経理課
 民間住宅課
 マンション課
 不動産業課」
 を「企画経理課
 技術管理課」
 に改め、同項の次に

次のように加える。

民間住宅部

計画課

安心居住推進課

マンション課

不動産業課

第二条の表都営住宅経営部の項中「施設整備課」を「再編利活用推進課」に改める。
 技術管理課」

第三条の表住宅企画部の部総務課の項中第十二号から第十七号までを削り、第十八号を第十二号とし、同表住宅企画部の部企画経理課の項に次の六号を加える。

- 十三 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）制度に関する事
- 十四 区市町村の施行する住宅供給事業等の指導、監督及び助成に関する事
- 十五 区市町村等の施行する住宅建設事業等に係る基本的事項の協議に関する事
- と。
- 十六 臨海副都心住宅整備事業等に係る連絡調整に関する事
- 十七 東京都住宅供給公社に関する事（他の部及び課に属するものを除く。）
- 十八 都市整備局との連絡に関する事（本部内他の部及び課に属するものを除く。）

第三条の表住宅企画部の部民間住宅課の項から不動産業課の項までを削り、同部企画

経理課の項の次に次のように加える。

技術管理課

- 一 本部事務事業の技術管理に関すること。
- 二 本部事務事業の技術に係る調査、研究、開発及び指導に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。
- 三 本部建設事業等に係る技術の標準化及び調整に関すること。
- 四 本部建設事業等に係る新材料・新工法の導入及び施工管理等に関すること。
- 五 本部建設事業等に係る建設コスト管理に関すること。
- 六 本部建設事業等に係る工事施行の適正化に関すること。
- 七 本部建設事業等の契約に係る検査に関すること。

民間住宅部

計画課

- 一 民間住宅施策の総合的な企画及び調整に関すること（他の課に属するものを除く。）。
 - 二 民間住宅市場の環境整備に関すること。
 - 三 良質な民間住宅の供給促進に関すること。
 - 四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行に関すること。
 - 五 都民住宅に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。
 - 六 住宅建設等に係る資金の貸付け、融資のあっせん、利子補給等に関すること。
 - 七 空き家に係る施策の推進に関すること。
 - 八 民間住宅の脱炭素化に係る施策の推進に関すること。
 - 九 部内他の課に属しないこと。
- 安心居住推進課
- 一 高齢者に係る民間住宅施策の推進に関すること。
 - 二 子育てに配慮した民間住宅に係る施策の推進に関すること。
 - 三 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録、監督及び助成に関すること。

四 住宅確保要配慮者に対する居住支援に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。

マンション課

- 一 マンション施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 マンションの維持管理の適正化に係る施策の推進に関すること。
- 三 東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成三十一年東京都条例第三十号）の施行に関すること。
- 四 マンションの耐震化に係る施策の推進に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- 五 マンションの建替えの円滑化に係る施策の推進に関すること。
- 六 都市居住再生促進事業の指導、監督及び助成に関すること。

不動産業課

- 一 不動産取引の適正化に係る企画及び調整に関すること。
 - 二 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）に基づく宅地建物取引業者の免許、指導及び監督並びに宅地建物取引士に関すること。
 - 三 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第一百一十号）に基づく積立式宅地建物販売業者の許可、指導及び監督に関すること。
 - 四 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）に基づく不動産特定共同事業者の許可、登録、指導及び監督に関すること。
 - 五 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第一百五十二号）の施行に関すること。
 - 六 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）に基づく住宅販売瑕疵担保保証金の供託等に関すること。
 - 七 宅地建物取引等に係る相談に関すること。
- 第三条の表都営住宅経営部の部住宅整備課の項第二号中「こと」の下に「（他の課に属するものを除く。）」を加え、同項第六号から同項第九号までを削り、同部住宅整備課の項の次に次のように加える。
- 再編利活用推進課

- 一 都営住宅等の再編整備に関すること（大規模な団地に限る。）。
- 二 大規模な団地の建替えに係る基本計画の策定に関すること。
- 三 都営住宅等事業に係る土地の有効活用の促進に関すること。
- 四 都市整備局と連携した地域のまちづくりの推進に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。
- 五 民間活力を活用した都営住宅等の整備に関すること。

第三条の表都営住宅経営部の部技術管理課の項を削る。

第四条第二項中「住宅政策担当部長」の下に「企画担当部長、技術企画担当部長」を加え、同条第三項中「企画担当課長」の下に「住宅戦略担当課長」を加え、「安心居住推進担当課長、」を「設備技術担当課長及び建築構造専門課長を、民間住宅部に」に改め、「空き家施策推進担当課長」の下に「脱炭素化推進担当課長」を加え、「改善計画担当課長、再編利活用推進担当課長、設備技術担当課長及び建築構造専門課長」を「及び改善計画担当課長」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十七号

東京都病院経営本部処務規程（平成十四年東京都訓令第二十九号）は、廃止する。

令和四年三月三十一日

総務局
財務局
福祉保健局
病院経営本部
東京都知事 小池 百合子

附則

この訓令は、令和四年七月一日から施行する。

●東京都訓令第十八号

東京都監察医務院処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第五十八号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

総務局
財務局
福祉保健局
監察医務院
東京都知事 小池 百合子

附則中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十九号

東京都健康安全研究センター処務規程（平成十五年東京都訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

総務局
財務局
福祉保健局
健康安全研究センター
東京都知事 小池 百合子

第一条第四号、第三条の表広域監視部の部食品監視第一課の項第三号及び同部食品監視第二課の項第一号並びに第十条第六号中「、物件の提出の要求及び回収の報告に係る指導」を「及び物件の提出の要求」に改める。

●東京都訓令第二十号

総務局

東京都市場衛生検査所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第五十一号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第一条第三号中「、物件の提出の要求及び回収の報告に係る指導」を「及び物件の提出の要求」に改める。

●東京都訓令第二十一号

財務局

福祉局

食肉衛生検査所

東京都食肉衛生検査所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第一百十二号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第一条第五号中「、物件の提出の要求及び回収の報告に係る指導」を「及び物件の提出の要求」に改める。

●東京都訓令第二十二号

財務局

建設局

建設局

東京都建設事務所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第九十四号）の一部を次のよ

うに改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第二項中「及び第四建設事務所」を「、第四建設事務所及び北多摩北部建設事務所」に改め、同条第三項中「、北多摩南部建設事務所及び北多摩北部建設事務所」及び北多摩南部建設事務所」に改める。

第三条第二項中「及び第四建設事務所」を「、第四建設事務所及び北多摩北部建設事務所」に改め、同項の表管理課の項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 公有土地水面の占用及び使用に関する事（北多摩北部建設事務所に限る。）。

三 市町村土木補助工事に関すること（北多摩北部建設事務所に限る。）。

第三条第三項中「及び北多摩北部建設事務所」を削り、同項の表管理課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項第七号中「（第三建設事務所に限る。）」を削り、同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表工事業第一課の項第三号を削る。

第四条第二項中「副所長」の下に「、南多摩尾根幹線工事担当課長」を加える。

第五条第二項中「課長」の下に「（南多摩尾根幹線工事担当課長を含む。以下同じ。）」を加える。

第六条第三項を次のように改める。

3 課長又は出張所長は、所長の命を受け、課の事務、担任の事務又は出張所の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督する。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十三号

財務局

財務局

建設局
公園緑地事務所
東京都公園緑地事務所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第九十六号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第三条の表事業推進課の項第六号中「上野恩賜公園再生整備事業」を「公園再生事業」に改め、同表工事課の項第五号及び第六号を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十四号

東京都東京港管理事務所処務規程（昭和四十六年東京都訓令甲第九十四号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第四条第二項中「及びオリンピック・パラリンピック海上公園整備担当課長」を削る。
第五条第二項中「（オリンピック・パラリンピック海上公園整備担当課長を含む。以下同じ。）」を削る。

第六条第三項中「又は担任の事務」を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

総務局
財務局
港湾局
東京港管理事務所

●東京都訓令第二十五号

東京都東京港建設事務所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第四百四号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第一条中「整備並びに」を「整備に関する事務、」に、「並びに廃棄物処理場」を「、廃棄物処理場」に改め、「並びに局事業に係る第三十二回オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の競技施設等（以下「オリンピック・パラリンピック施設」という。）の整備に関する事務」を削る。
第三条の表港湾整備課の項第五号を削る。

●東京都訓令第二十六号

東京都中央卸売市場処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第三条の表管理部の部市場政策課の項第三号中「整備計画に関すること」を「経営計画に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

総務局
財務局
産業労働局
中央卸売市場

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

